

# 西ノ島町若者宿使用承認申請書

令和 年 月 日

西ノ島町長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_

下記の通り、使用したいので申請いたします。

### 記

納付番号 ( )

使用する施設	集会室 : 調理室 : 和室8畳 : 和室8畳×2 研修室 18畳 : 研修室18畳×2 【 宿泊 】					
使用目的及び内容					使用する人数	人
使用期間	令和 年 月 日 / 午前・午後		時 分 から	時間		
	令和 年 月 日 / 午前・午後		時 分 まで	泊		
使用責任者	住所					
	氏名		電話			
※ 使用料	使用料	減免額	合計	減免		
	円	円	円	無 : 有 ( )割		
※ 決裁欄	館長	補佐	係長	係	受付	合義

※印の欄は記入しないで下さい。

### きりとり線

### 西ノ島町若者宿使用許可書

様

許可日 令和 年 月 日

西ノ島町立中央公民館  
 館長 三島 秀威

令和 年 月 日 使用の若者宿(スタジオ(備品使用有・無) ステージ・集会室・調理室・和室8畳・8畳×2・研修室18畳・18畳×2)の使用について、下記の条件を付して許可します。

### 記

- 次の事項は、申請者が責任をもって行ってください。
  - ① 使用時に、施設内の硝子・障子・その他備品等に破損が生じた場合には、速やかに報告し修繕すること。
  - ② 会場の設営は、申請者が責任を持って準備又は後始末をし、ごみ等は必ず各自で処理すること。  
また、チェックシートを必ず提出して下さい。
  - ③ 火気の取扱いについて、特に集会室前の外廊下部分での火気使用は、非常ベル作動を伴いますので、禁止します。その他の部分についても、十分に注意して下さい。
  - ④ 喫煙は灰皿のそばで行い、吸殻の始末をしっかりとすること。また、禁煙の表示がある所では、絶対に喫煙をしない
  - ⑤ 上記事項が守れない場合は、貸出をしない場合もあります。その他、館長の指示に従って下さい。